

## 尼崎市工事成績評定の公表に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、尼崎市工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第9条に規定する評定点の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、評定要領第2条に規定する工事を対象とする。

(公表の内容)

第3条 公表は、別に定める工事成績評定点一覧表により評定点を公表するものとする。ただし、説明請求期間中のものは除くものとする。

(公表の場所)

第4条 公表は、総務局法務部契約課において行うものとする。

(公表の方法)

第5条 公表を行う方法は、閲覧によることとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、公表開始日から起算して1年間とする。